

第32回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年12月10日(水) 午前10時～午前10時43分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員(21名)

1番 鈴木 正雄	2番 佐藤 洋悦	4番 佐藤 学	5番 信田 浩則
6番 本間 隆喜	7番 齋藤 正宏	8番 伊藤 悟	9番 玉井 慎太郎
10番 小笠原 喜悦	11番 長澤 信徳	12番 高川 吉昭	14番 高橋 勝範
15番 佐藤 敏光	16番 桜田 友子	17番 渡邊 敏雄	18番 泉 芳博
19番 竹原 まゆみ	21番 鈴木 靖浩	22番 茂木 靖雄	23番 田村 誠市
24番 細谷 精悦			

5 欠席委員(3名)

3番 佐藤 吉男 13番 伊藤 又工門 20番 小松 伸一

6 出席した農地利用最適化推進委員(7名)

神岡地域	齊藤 亘		
中仙地域	安部 寛治		
協和地域	加藤 末道		
仙北地域	檜尾 茂樹		
太田地域	田口 誠毅	小松 一也	谷口 彰

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
		主 事	小笠原 一志
	大曲分室	主 任	伊藤 圭吾

西仙北分室	主 幹	茂木 美世子
中仙分室	主 幹	藤川 美由紀
協和分室	主 査	戸島 廣憲
仙北分室	特定事務員	伊藤 久子
太田分室	主 幹	倉田 康弘

8 議事録署名委員

4 番	佐藤 学	5 番	信田 浩則
-----	------	-----	-------

事務局長	おはようございます。 委員の皆様におかれましては、師走に入り 公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は総会終了後、この会場にて令和7年度農業者年金加入推進研修会を開催いたしますので、本日出席の推進委員の皆さまも引き続きご参加くださるようお願いいたします。 本日、欠席の届け出が、3番、佐藤吉男委員、13番、伊藤又エ門委員、20番、小松伸一委員から出ております。 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第32回大仙市農業委員会総会を開催いたします。 (午前10時 開会) 会長からご挨拶を頂戴いたします。
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は、21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。 次に、前回11月7日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております、第32回総会までの業務報告書をご覧ください。 11月7日に、第31回農業委員会総会を委員21名、推進委員3名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。総会終了後に役員会を開催し、決定事項については、下段に記載しておりますのでご確認ください。 11月26日から27日に、令和7年度農業者年金加入推進セミナーと県選出国會議員要請集会、令和7年度全国農業委員会会長代表者集会が東京都で行われ会長が出席しております。 また、同じく27日から28日にかけて、令和7年度県南地区農業委員会会長会視察研修が実施され、27日は東京都の文京シビックホールにて、農業リーダーズサミット2025に参加し、28日は豊洲市場を視察しております。 その他の業務につきましては、配付資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。 それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。
議 長	本日の会議を開会します。 はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、4番、佐藤学委員、5番、信田浩則委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議 長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める
	令和7年12月10日 提出 大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦
議 長	議案第1号、案件1番を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇委員退席)

参与

議長

議長

議長

議長

参与

参与

参与

参与

参与

参与

参与

5

事務局長

議案第1号につきましては、ただいまご説明いたしました12件のほかに有償所有権移転14件、交換2件、無償所有権移転9件、賃貸借権設定の新規43件、使用貸借権設定の新規1件、更新2件がございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

令和7年12月10日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

事務局の説明を求めます。

60ページ1番をご説明します。位置図、配置図につきましては、資料1ページ、2ページをご覧ください。転用する農地は、北長野〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇平方メートル外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。賃貸借による転用です。貸付人は、大仙市北長野〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。借受人は、大仙市長野〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。

申請理由につきましては、借受会社は、米の集荷及び販売を営んでおりますが、事業拡大に伴い、現在の店舗兼事務所が手狭となってきたこと、また、今ある倉庫からも離れていることから、既存の倉庫に近接した申請地に新たな店舗兼事務所の建築を計画したものです。設定期間は30年で、賃借料は、年額〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりには割り返しますと約〇〇〇円になります。

6

のと判断いたしました。

なお、この案件は、令和7年6月11日開催の第26回農業委員会総会で、農振除外案件として同意をいただいております。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。

玉井慎太郎
委員

9番、玉井です。12月3日に現地を確認して参りました。申請地からは、ちょっと離れた羽後長野駅の近くに事務所、店舗があるんですけども、そこに来るお客さんは事務所の前に車を横付けしてお店に行くという状態で、駐車場がありませんでした。今の〇〇〇〇〇〇さんの規模を考えると必要な施設だと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

無いですので、これより採決いたします。
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。

事務局長

議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める

令和7年12月10日 提出

大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長

議案第3号、案件29を議題とします。本案件は、〇〇番、〇〇〇〇委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により〇〇委員の退席を求めます。
(〇〇委員退席)

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

75ページの29番について、ご説明いたします。利用権を設定する農地は、高関上郷〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇平方メートル外、田1筆、計2筆、合計面積〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業による新規の利用権設定です。利用権を設定する方は、大仙市高関上郷〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、72歳です。公益社団法人秋田県農業公社が借り受けます。秋田県農業公社から農地を借り受ける方は、大仙市高関上郷〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、70歳です。10アール当たりの賃借料は〇〇〇〇〇〇円、設定期間は5年です。

申出理由といたしまして、当該農地は現在、〇〇さんが農業経営基盤強化促進法で借り受けて耕作しておりますが、更新時期になったため、農地中間管理事業に切り替えて契約するものです。

なお、この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たし

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

無いようですので、これより採決いたします。

本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
〇〇番、〇〇委員の入場を求めます。
(〇〇委員入場)

次に議案第3号、案件1番から28番、30番から120番までを議題とします。
事務局の説明を求めます。

個別案件の説明に先立ちまして、所有権移転の即売型についてご説明いたします。これまで、所有権移転の即売型は公社買入案件の公告後に公社売渡案件を総会に上程していたため、公社買入を総会に上程してから売渡まで3カ月を要していました。このたび、農業公社より公社買入と公社売渡の双方を同時に総会に上程し、ご承認いただき、公社買入を翌月に公告、公社売渡を翌々月に公告することで、売渡までの期間を1カ月短縮してほしいとの要望がありました。事務局といたしましても、申請時点で売渡人と買受人が決まっている案件ですので、今総会から公社買入と公社売渡を同時に総会に上程させていただくことにいたしました。

議案書6 1 ページをご覧ください。1 番が公社買入案件、2 番が公社売渡案件となります。売買価格につきまして、2 番の公社売渡の場合は1 万5, 0 0 0 円プラス取得原価の1 %の公社手数料が加算されますので、手数料の金額を、備考欄に記載しております。移転の時期は、1 番の公社買入が総会の翌月の公告日、令和8 年1 月1 3 日、2 番の公社売渡は、公社買入の公告日の翌月の公告日、令和8 年2 月9 日、となります。また、1 番の公社買入案件の支払期限、令和8 年3 月1 3 日につきましては、登記完了後に支払われることから、余裕をもって移転の時期の2 カ月後の平日としておりますのでご了承ください。続いて個別案件をご説明いたします。

69ページから72ページの、19番、20番、22番、24番は、関連がありますので一括でご説明いたします。所有権を移転する農地は太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田8筆、畑2筆、計11筆、合計面積〇〇〇〇〇平方メートルです。農地売買等事業即売型による所有権移転です。所有権を移転する方は、所有者から農地を買入する秋田県農業公社です。所有権の移転を受ける方は大仙市太田町斉内〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、74歳、外3名です。売買価格は、19番～22番が田10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円、畑が〇〇〇〇〇〇円、24番が10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇円です。

これらの案件の買受予定者は全員が農地所有適格法人の構成員であり、認定農業者の資格は喪失した状態となっているほか、経営面積も基準である2ヘクタール未満となっているため、本来であれば農地中間管理事業による売買は出来ないところですが、機構法施行規則第14条第4号で当該法人への貸付を目的に農地の所有権を取得することが認められているため、農地中間管理事業による売買の案件としたものです。

続きまして72ページ、25番と73ページ、26番は、関連がありますので一括でご説明いたします。所有権を移転する農地は、太田町中里〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田4筆、計5筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地売買等事業即売型による所有権移転です。所有権を移転する方は、大仙市太田町横沢〇〇〇〇〇〇〇〇〇

参 与

130ページをご覧ください。大曲地域の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から報告がありました。詳細につきましては131ページから133ページをご覧ください。記載内容を確認しましたが、農地保有適格法人に該当する旨、確認いたしました。

議 長

以上報告いたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

(1) 1月9日、新春懇談会の出欠等について

議 長

委員の方々から何かありませんか。

議 長

以上をもちまして、第32回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

(午前10時43分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年12月10日

会 長 細谷 精悦 _____

委 員 佐藤 学 _____

委 員 信田 浩則 _____